

福井県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

次 第

(日時) 令和2年4月23日(木) 11:00～

(場所) 県庁10階 総合防災センター

1 開 会

2 議 題

福井県緊急事態措置(案)について

3 閉 会

新型コロナウイルス感染拡大に係る 福井県緊急事態措置 (案)

令和2年4月23日
福井県

新型コロナウイルス感染拡大に係る福井県緊急事態措置

1. 対象区域 福井県全域

2. 実施内容

(1) 県民の皆様へ：外出自粛の要請（特措法45条第1項）

（令和2年4月14日（火）～5月6日（水））

「県民行動指針 Ver2」（令和2年4月14日改定）に基づき、以下のことを引き続き要請

- ① 不要不急の外出（※）や会合・会食の自粛（県民行動指針の1）
- ② 感染防止対策の徹底（県民行動指針の2）
- ③ 3密の徹底的回避（県民行動指針の3）
- ④ 他県との往来自粛（県民行動指針の7）

※生活の維持に必要な場合を除く。（例．医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など）

(2) 事業者の皆様へ：休業等の要請（特措法24条第9項・協力依頼）

今回追加の要請

（令和2年4月25日（土）～5月6日（水））

① 施設管理者に対し休業を要請

これに当てはまらない施設についても、特措法によらない休業について協力を依頼

② イベント等の主催者に対し、屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生するおそれのあるイベント、パーティ等の開催についても、原則として自粛を要請

対象施設一覧

1. 基本的に休止を要請する施設（特措法第24条第9項に基づき要請）

施設の種類	要請内容	内訳
遊興施設等	休止要請	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス等
大学、学習塾等		大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等 ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
文教施設	原則 休止要請	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等
運動・遊技施設	休止要請	体育館、水泳場、ボーリング場、スポーツクラブなどの運動施設、またはマージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場等
劇場等		劇場、観覧場、映画館または演芸場
集会・展示施設		集会場、公会堂、展示場
博物館等		博物館、美術館または図書館等 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
宿泊施設	休止要請	ホテルまたは旅館（集会の用に供する部分に限る） ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
商業施設		生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービスを営む店舗 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。

対象施設一覧

※ 特措法によらない協力依頼を行う施設

床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設については、同1,000㎡超の施設に対する要請の趣旨に基づき、休業または適切な感染防止対策について協力を依頼

施設の種類	内訳
大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 ※ただし、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業
博物館等	博物館、美術館または図書館 等
宿泊施設	ホテルまたは旅館（集会の用に供する部分に限る）
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービスを営む店舗 ※ただし、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業

対象施設一覧

2. 基本的に休止を要請しない施設（社会生活を維持する上で必要な施設のため継続を要請）

施設の種類	要請内容	内訳
医療施設	適切な感染防止対策の協力要請	病院、診療所、薬局 等 ※有資格者が治療を行うものに限る
生活必需物資販売施設	適切な感染防止対策の協力要請	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等
食事提供施設	適切な感染防止対策の協力要請、時間短縮の協力要請	飲食店（居酒屋を含む）、料理店、喫茶店 等（宅配・テークアウトサービスを含む） ※営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請。 （宅配・テークアウトサービスは除く）
社会福祉施設等	適切な感染防止対策の協力要請 ※家庭での対応が可能な利用者には、利用の自粛を要請	保育所、幼稚園、こども園、放課後児童クラブ（学童保育）、障がい児通所支援事業所 等
	適切な感染防止対策の協力要請	通所介護その他これらに類する通所または短期間の入所により利用される福祉サービスまたは保健医療サービスを提供する施設（通所または短期間の入所の用に供する部分に限る）
住宅、宿泊施設	適切な感染防止対策の協力要請	ホテルまたは旅館（集会の用に供する部分を除く）、共同住宅、寄宿舎または下宿 等
交通機関等	適切な感染防止対策の協力要請	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等） 等
工場等	適切な感染防止対策の協力要請	工場、作業場、発電所 等
金融機関・官公署等	テレワークの一層の推進を要請、適切な感染防止対策の協力要請	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等
その他	適切な感染防止対策の協力要請	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係、神社、寺院、教会 等

※適切な感染防止対策については、別表「適切な感染防止対策」を参照

【別表】適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
	来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
	店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保 (約2m間隔の確保)
	換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)
3つの「密」(密閉・密集・密接)の防止	密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
	従業員のマスク着用、咳エチケット、手指の消毒、手洗いの励行
	来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	店舗・事務所内の手の触れる箇所の定期的な消毒
移動時における感染の防止	ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)
	従業員数の出勤数の制限(テレワーク等による在宅勤務の実施等)
	出張の中止(電話会議やビデオ会議などを活用)、来訪者数の制限

お問い合わせ先

〇休業要請に関するお問い合わせ

【福井県緊急事態措置コールセンター】

休業要請や協力金に関する相談窓口を設置し、県内事業者の皆さまからの相談に対応します。（令和2年4月23日（木）9時00分～）

専用ダイヤル：0776-20-0766

受付時間：9時00分～18時00分（土日・祝日も実施）

受付内容：休業要請の対象業種について

協力金（中小企業休業等要請協力金）の対象について

〇その他、新型コロナウイルス感染症全般に関すること

総合相談窓口 専用ダイヤル：0776-20-0250

受付時間：8時30分～17時15分（土日・祝日も実施）
相談内容に応じて、適切な窓口をご紹介します。

対象施設一覧

資料No.1 - 2

1 基本的に休止を要請する施設

種類	施設	休止要請	要請内容
遊興施設等	キャバレー	対象	施設の使用停止および催物の開催の停止を要請（＝休業要請）
	ナイトクラブ	対象	
	ダンスホール	対象	
	スナック	対象	
	バー	対象	
	ダーツバー	対象	
	パブ	対象	
	性風俗店	対象	
	デリヘル	対象	
	アダルトショップ	対象	
	個室ビデオ店	対象	
	ネットカフェ	対象	
	漫画喫茶	対象	
	カラオケボックス	対象	
	射的場	対象	
	ライブハウス	対象	
	場外馬（車・舟）券場	対象	
文教施設	小学校	対象	原則として施設の使用停止および催物の開催停止を要請（＝休業要請）
	中学校	対象	
	義務教育学校	対象	
	高等学校	対象	
	高等専修学校	対象	
	高等専門学校	対象	
	中等教育学校	対象	
	特別支援学校	対象	
大学・学習塾等	大学	対象	【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】 施設の使用停止および催物の開催の停止を要請（＝休業要請） 【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】 施設の使用停止および催物の開催の停止について協力を依頼（特措法によらない協力の依頼）。ただし、100平方メートル以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼
	専修学校（高等専修学校を除く）・各種学校	対象	
	日本語学校・外国語学校	対象	
	インターナショナルスクール	対象	
	自動車教習所	対象	
	学習塾	対象	
	オンライン授業	対象外	
	家庭教師	対象外	
	英会話教室	対象	
	音楽教室	対象	
	囲碁・将棋教室	対象	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	対象	
	そろばん教室	対象	
	バレエ教室	対象	
	体操教室	対象	
運動・遊技施設	体育館	対象	施設の使用停止および催物の開催の停止を要請（＝休業要請） ※屋内施設は、使用停止の要請の対象とする。 ☆屋外運動施設の観客席部分については、使用停止の要請の対象とする。
	屋内・屋外水泳場	対象	
	ボウリング場	対象	
	スケート場	対象	
	ゴルフ練習場（※）	対象外	
	バッティング練習場（※）	対象外	
	陸上競技場（☆）	対象外	
	野球場（☆）	対象外	
	テニスコート（☆）	対象外	
	柔剣道場	対象	
	弓道場	対象外	
	スポーツクラブ	対象	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	対象	
	マージャン店	対象	
	パチンコ屋	対象	
	ゲームセンター	対象	
	テーマパーク	対象	
	遊園地	対象	

1 基本的に休止を要請する施設

種類	施設	休止要請	要請内容
劇場等	劇場	対象	施設の使用停止および催物の開催の停止を要請（＝休業要請）
	観覧場	対象	
	プラネタリウム	対象	
	映画館	対象	
	演芸場	対象	
集会・展示施設	集会場	対象	施設の使用停止および催物の開催の停止を要請（＝休業要請）
	公会堂	対象	
	展示場	対象	
	貸会議室	対象	
	文化会館	対象	
	多目的ホール	対象	
博物館等	博物館	対象	【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】 施設の使用停止および催物の開催の停止を要請（＝休業要請） 【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】 施設の使用停止および催物の開催の停止について協力を依頼（特措法によらない協力の依頼）
	美術館	対象	
	図書館	対象	
	科学館	対象	
	記念館	対象	
	水族館	対象	
	動物園	対象	
宿泊施設	ホテル（集会の用に供する部分に限る）	対象	
	旅館（集会の用に供する部分に限る）	対象	
商業施設	ペットショップ（ペットフード売り場を除く）	対象	【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】 施設の使用停止および催物の開催の停止を要請（＝休業要請） 【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】 施設の使用停止および催物の開催の停止について協力を依頼（特措法によらない協力の依頼）。ただし、100平方メートル以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼
	ペット美容室（トリミング）	対象	
	宝石類や金銀の販売店	対象	
	住宅展示場（集客活動を行い、来場を促すもの）	対象	
	古物商（質屋を除く）	対象	
	金券ショップ	対象	
	古本屋	対象	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	対象	
	囲碁・将棋盤店	対象	
	DVD/ビデオショップ	対象	
	DVD/ビデオレンタル	対象	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	対象	
	ゴルフショップ	対象	
	土産物屋	対象	
	旅行代理店（店舗）	対象	
	アイドルグッズ専門店	対象	
	ネイルサロン	対象	
	まつ毛エクステンション	対象	
	スーパー銭湯	対象	
	岩盤浴	対象	
	サウナ	対象	
	整体院（主として利用者が身体機能の維持を目的として利用する施設は、要請の対象外）	対象	
	エステサロン	対象	
	日焼けサロン	対象	
	脱毛サロン	対象	
	写真屋	対象	
	フォトスタジオ	対象	
	美術品販売	対象	
	展望室	対象	

2. 基本的に休止を要請しない施設（社会生活を維持するうえで必要な施設のため継続を要請）

種類	施設	休止要請	要請内容
医療施設（※）	病院	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請 ※国家資格有資格者が治療を行うもの以外の施設は使用停止の要請の対象とする。
	診療所	対象外	
	歯科	対象外	
	薬局	対象外	
	鍼灸・マッサージ	対象外	
	接骨院	対象外	
	柔道整復	対象外	
生活必需物資 販売施設	卸売市場	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請
	食料品売り場（移動販売店舗を含む）	対象外	
	コンビニエンスストア	対象外	
	百貨店（生活必需品売場）	対象外	
	スーパーマーケット	対象外	
	ホームセンター（生活必需品売場）	対象外	
	ドラッグストア	対象外	
	ショッピングモール（生活必需品売場）	対象外	
	ガソリンスタンド	対象外	
	靴屋	対象外	
	衣料品店	対象外	
	雑貨屋	対象外	
	文房具屋	対象外	
	酒屋	対象外	
食事提供施設	飲食店	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請、営業時間短縮の協力を要請 ※営業時間の短縮については、これまで夜8時以降から朝5時までの間に営業している店舗に対して、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請。（宅配・テイクアウトを除く。）
	料理店	対象外	
	喫茶店	対象外	
	和菓子・洋菓子店	対象外	
	タピオカ屋	対象外	
	居酒屋	対象外	
	屋形船	対象外	
社会福祉施設等	幼稚園、保育所、こども園	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請 ※家庭での対応が可能な利用者については、利用自粛を要請
	学童クラブ	対象外	
	障がい児通所支援事業所	対象外	
	上記以外の児童福祉法関係の施設	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請
	障がい福祉サービス等事業所	対象外	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	対象外	
	婦人保護施設	対象外	
	その他の社会福祉施設	対象外	
住宅・宿泊施設	ホテル（集会の用に供する部分を除く）	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請
	カプセルホテル	対象外	
	旅館（集会の用に供する部分を除く）	対象外	
	民泊	対象外	
	共同住宅	対象外	
	寄宿舍	対象外	
	下宿	対象外	
	ラブホテル	対象外	
	ウィークリーマンション	対象外	
交通機関等	バス	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請
	タクシー	対象外	
	レンタカー	対象外	
	電車	対象外	
	船舶	対象外	
	航空機	対象外	
	物流サービス（宅配等を含む）	対象外	
工場等	工場	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請
	作業場	対象外	
	発電所	対象外	

2. 基本的に休止を要請しない施設（社会生活を維持するうえで必要な施設）

種類	施設	休止要請	要請内容
金融機関・ 官公署等	銀行	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請
	消費者金融	対象外	
	ATM	対象外	
	証券取引所	対象外	
	証券会社	対象外	
	保険代理店	対象外	
	事務所	対象外	
	官公署	対象外	
その他	理髪店	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請
	美容院	対象外	
	銭湯（公衆浴場）（物価統制令の対象となるもの）	対象外	
	貸倉庫	対象外	
	郵便局	対象外	
	メディア	対象外	
	貸衣装屋	対象外	
	不動産屋	対象外	
	結婚式場（貸衣装含む）	対象外	
	葬儀場・火葬場	対象外	
	質屋	対象外	
	獣医	対象外	
	ペットホテル	対象外	
	たばこ屋（たばこ専門店）	対象外	
	ブライダルショップ	対象外	
	本屋	対象外	
	自転車屋	対象外	
	家電販売店	対象外	
	園芸用品店	対象外	
	修理店（時計、靴、洋服等）	対象外	
	鍵屋	対象外	
	100円ショップ	対象外	
	駅売店	対象外	
	家具屋	対象外	
	自動車販売店、カー用品店	対象外	
	花屋	対象外	
	ランドリー	対象外	
	クリーニング店	対象外	
	ごみ処理関係	対象外	
	神社	対象外	
	寺院	対象外	
	教会	対象外	